

各構想区域の調整会議においては、以下の内容に留意しつつ、個々の医療機関の役割を協議していくこととする。

1 療養病床の転換促進

- ・ 介護療養病床若しくは療養病棟入院基本料等の経過措置適用を届け出ている医療機関については、他の慢性期を担う医療機関よりも優先的に協議
- ・ 協議の結果、介護医療院等へ転換する場合は、国庫補助等により支援

2 非稼働病棟に関する協議

- ・ 非稼働病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟及び有床診療所）を有する医療機関については、①非稼働の理由、②今後の病床の取扱い、について協議

3 定量的基準の導入（県調整会議での検討）

- ・ 調整会議における現状認識を共有するためにも、病床機能報告の際に医療機関が参考とする定量的基準が必要
- ・ 基準の検討にあたっては、本会議の下に「専門部会」を設置し、具体的内容について協議